

鳥取県告示第342号

平成22年鳥取県告示第205号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した丸合東福原店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市

- 2 意見の概要

発生する騒音ごとの予測結果において、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第58条に基づく深夜騒音の規制基準を超える予測結果になっており、実施に当たり設置者は同条例の規制基準を遵守すること。

- 3 縦覧に供する期間

平成22年5月28日から1月間

- 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糞町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課